

改正案	現行
<p>（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）</p> <p>第四条の七 法第八十九条の五第一項第二号及び第四号ニ並びに法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第七条の二の三各号に掲げる指定</u></p> <p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第七条 法第九十四条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（労働金庫法</p>	<p>（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）</p> <p>第四条の七 法第八十九条の五第一項第二号及び第四号ニ並びに法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第七条の二の二各号に掲げる指定</u></p> <p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（労働金</p>

第八十九条の五第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（労働金庫法第八十九条の五第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条の二第一項	定期積金等	第十三条の四	預金者等の	(略)	読み替える銀行法の規定
				(略)	読み替えられる字句
第十二条の二第一項	定期積金	労働金庫法第九十条の二	預金者又は定期積金の積金者（以下「預金者等」という。）の	(略)	読み替える字句
				(略)	読み替えられる字句

庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（労働金庫法第八十九条の五第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条の二第一項	定期積金等	第十三条の四	預金者等の	(略)	読み替える銀行法の規定
				(略)	読み替えられる字句
第十二条の二第一項	定期積金	労働金庫法第九十条の二	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の	(略)	読み替える字句
				(略)	読み替えられる字句

		第十三条の二	(略)
若しくは	とき、又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社(他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。)の子会社(当該銀行以外の銀行に限る。)との間で当該取引若しくは行為を行う場合において、当該銀行の経営	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。)	(略)
又は	とき	子会社	(略)
		第十三条の二	(略)
		子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。)	(略)
		子会社	(略)

の健全性を損なうお
 ねがないことその
 他の内閣府令で定め
 る要件を満たすもの
 として内閣総理大臣
 の承認を受けたとき

2 法第九十四条第三項において銀行法の規定を準用する場合におい
 ては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句
 は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
読み替える銀行法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句

3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一
 第二項の規定により法第九十四条第一項又は第三項において準用す
 る銀行法（以下この項において「銀行法」という。）の規定を適用
 する場合には、「銀行法」の規定中「銀行」とあるのは「金庫」
 と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者

2 法第九十四条第四項の規定による銀行法の準用についての技術的
 読替へは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
読み替える銀行法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句

3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一
 第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、「同法の
 規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「
 所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業
 者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、

「とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

4 法第九十四条第五項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

4 法第九十四条第五項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(金庫が労働金庫代理業を行う場合において変更の届出を要する労働金庫の範囲)

第七条の二の二 法第九十四条第四項の規定により読み替えられた同条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項に規定する政令で定めるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫とする。

2 法第九十四条第四項の規定により読み替えられた同条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項に規定する政令で定める労働金庫は、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫とする。

(名称の使用制限の適用除外)

第七条の二の三 (略)

第十条の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者(同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、銀行法第五十二条の六十一第二項の規定

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(新設)

(名称の使用制限の適用除外)

第七条の二の二 (略)

第十条の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者(法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、銀行法第五十二条の六十一

により労働金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。）を含む。以下同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～四 （略）

五 法第九十一条第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六～十 （略）

2～5 （略）

（都道府県が処理する事務）

第十一条 長官権限及び法の規定（この政令の規定を含む。）による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に関するものに限り、都道府県知事が行うことと

第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。次条第一項において同じ。）を含む。以下同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～四 （略）

五 法第九十一条第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六～十 （略）

2～5 （略）

（都道府県が処理する事務）

第十一条 長官権限及び法の規定（この政令の規定を含む。）による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に関するものに限り、都道府県知事が行うことと

する。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇四 (略)

五 法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理(第一号に掲げる認可に係るものに限る。)及び同項第六号の規定による届出の受理(内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。)並びに銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項、第五十二条の三十七並びに第五十二条の五十第一項の規定により提出される書類の受理

六〇九 (略)

254 (略)

する。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇四 (略)

五 法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理(第一号に掲げる認可に係るものに限る。)及び同項第六号の規定による届出の受理(内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。)並びに銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項、第五十二条の三十七並びに第五十二条の五十第一項の規定により提出される書類の受理

六〇九 (略)

254 (略)